

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
目次	目次	目次	
	<p>第1章 総則 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p>	
	<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第14節 (略)</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第14節 (略)</p>	
	<p>第15節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 緊急輸送路の確保体制等の整備……………41 (1) 輸送拠点等の把握……………41 (2) 道路交通管理体制の整備等……………41 (3) 広域的な交通管理体制の整備……………41 (4) 運転者のとるべき措置についての周知……………41 (5) 道路管理の充実……………41 (6) 臨時ヘリポート等……………41 (7) 運送事業者等との連携……………41 (8) 物資の輸送等に関する環境整備……………41 (9) 緊急通行車両 <u>標章事前届出制度の普及の推進</u>……………42</p>	<p>第15節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 緊急輸送路の確保体制等の整備……………41 (1) 輸送拠点等の把握……………41 (2) 道路交通管理体制の整備等……………41 (3) 広域的な交通管理体制の整備……………41 (4) 運転者のとるべき措置についての周知……………41 (5) 道路管理の充実……………41 (6) 臨時ヘリポート等……………41 (7) 運送事業者等との連携……………41 (8) 物資の輸送等に関する環境整備……………41 (9) 緊急通行車両 <u>であることの確認手続の周知</u>……………42</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正(地震災害対策編等との整合)</p>
	<p>第16節から第25節 (略)</p>	<p>第16節から第25節 (略)</p>	
	<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節から第11節 (略)</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節から第11節 (略)</p>	
	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 1 (略) 2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置……………96 (1) 県及び市町村の措置……………96 (2) 警察署、消防署、<u>海上保安部の措置</u>……………96</p>	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 1 (略) 2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置……………96 (1) 県及び市町村の措置……………96 (2) 警察署、消防署、<u>宮城</u>海上保安部の措置……………96</p>	<p>➤ 文言の修正</p>
	<p>第13節から第14節 (略)</p>	<p>第13節から第14節 (略)</p>	
	<p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考																																
1	<p align="center">第1章 総 則</p> <p>第1節から第3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1から3 (略)</p>	<p align="center">第1章 総 則</p> <p>第1節から第3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1から3 (略)</p>																																	
4	<p align="center">表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p>	<p align="center">表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p>																																	
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 663 344 815">緊急事態区分 分類</th> <th data-bbox="344 663 461 815">警戒事態 (Alert)</th> <th data-bbox="461 663 577 815">施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th data-bbox="577 663 1028 815">全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="170 815 1028 855">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 855 344 1362">原子炉制御室</td> <td data-bbox="344 855 461 1362">(略)</td> <td data-bbox="461 855 577 1362">(略)</td> <td data-bbox="577 855 1028 1362"> <p>原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることによ り原子炉を停止する機能及び冷温停止 状態を維持する機能が喪失すること、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合において、原子炉制 御室に設置する原子炉施設の状態を表 示する装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する警報装置の全 ての機能が喪失する こと。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="170 1362 1028 1404">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				原子炉制御室	(略)	(略)	<p>原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることによ り原子炉を停止する機能及び冷温停止 状態を維持する機能が喪失すること、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合において、原子炉制 御室に設置する原子炉施設の状態を表 示する装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する警報装置の全 ての機能が喪失する こと。</p>	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 663 1234 815">緊急事態区分 分類</th> <th data-bbox="1234 663 1350 815">警戒事態 (Alert)</th> <th data-bbox="1350 663 1467 815">施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)</th> <th data-bbox="1467 663 1917 815">全面緊急事態 (General Emergency)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1059 815 1917 855">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 855 1234 1362">原子炉制御室</td> <td data-bbox="1234 855 1350 1362">(略)</td> <td data-bbox="1350 855 1467 1362">(略)</td> <td data-bbox="1467 855 1917 1362"> <p>原子炉制御室が使用できない場合に 原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急 時制御室が使用できなくなること 、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表 示する全ての装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する全ての警報装置（い ずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に 設置されたものに限る。）が使用できな くなること。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1059 1362 1917 1404">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				原子炉制御室	(略)	(略)	<p>原子炉制御室が使用できない場合に 原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急 時制御室が使用できなくなること 、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表 示する全ての装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する全ての警報装置（い ずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に 設置されたものに限る。）が使用できな くなること。</p>	(略)				<p>➤ 原子力災害対 策指針の改正</p>
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
原子炉制御室	(略)	(略)	<p>原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることによ り原子炉を停止する機能及び冷温停止 状態を維持する機能が喪失すること、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合において、原子炉制 御室に設置する原子炉施設の状態を表 示する装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する警報装置の全 ての機能が喪失する こと。</p>																																
(略)																																			
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
原子炉制御室	(略)	(略)	<p>原子炉制御室が使用できない場合に 原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急 時制御室が使用できなくなること 、又 は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に 異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表 示する全ての装置若しくは原子炉施設 の異常を表示する全ての警報装置（い ずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に 設置されたものに限る。）が使用できな くなること。</p>																																
(略)																																			
	第5節から第8節 (略)	第5節から第8節 (略)																																	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
25	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第5節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) から (4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第12節 (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) から (4) (略)</p>	
27	<p>(5) 移動通信系の活用体制 県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、<u>漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>(5) 移動通信系の活用体制 県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話・<u>衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
29	<p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (1) (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (1) (略)</p>	
	<p>(2) 通信手段・経路の多様化 ① 防災行政無線等の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備<u>や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</u></p> <p>②から⑧ (略)</p>	<p>(2) 通信手段・経路の多様化 ① 防災行政無線等の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・<u>多重化・耐震化</u>や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</p> <p>②から⑧ (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1 から 6 (略)</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1 から 6 (略)</p>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
41	<p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 輸送拠点等の把握</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <hr/> <p>(2) から (8) (略)</p>	<p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 輸送拠点等の把握</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>また、県及び関係市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) から (8) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
42	<p>(9) 緊急通行車両<u>標章事前届出制度の普及の推進</u></p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前確認制度が適用され、発災前に、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付することが可能となったことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前確認を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p>	<p>(9) 緊急通行車両<u>であることの確認手続の周知</u></p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認手続の普及を図るものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
43	<p>第16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>3 原子力災害医療調整官の配置</p> <p>県は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく</p>	<p>第16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>3 原子力災害医療調整官の配置</p> <p>県は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく</p>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
	<p>医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、県災害対策本部内に配置する。</p> <p>また、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築するものとする。</p> <hr/> <p>4 から 6 (略)</p> <p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であってもP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域(以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。)の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、<u>安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。</u>等の事項を<u>平常時から周知するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>① (略)</p>	<p>医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、県災害対策本部内に配置する。</p> <p>また、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築するものとする。</p> <p><u>その他、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部、国の指定する原子力災害医療協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくこと。</u></p> <p>4 から 6 (略)</p> <p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であってもP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域(以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。)の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、<u>原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。</u>等の事項を<u>住民等へ</u>平常時から周知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>① (略)</p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正</p> <p>▶ 防災基本計画(原子力編)の修正</p>
44	<p>② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>禁忌等</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p>	<p>② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>服用不適切者</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p>	<p>▶ 文言の修正</p>

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
45	<p>(3) (略)</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <hr/> <p>また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第19節 (略)</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める <u>ものとする。</u></p> <p>(4) から (6) (略)</p> <p>第20節から第23節 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第19節 (略)</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) から (6) (略)</p> <p>第20節から第23節 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
54	<p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p>	<p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p>	<p>➤ 組織名称の変更</p>
4 から 5 (略)	第3節 (略)	第3節 (略)	

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考																								
63	<p>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略)</p> <p>④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3-4-1のとおりとする。なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="174 560 1025 954"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局 チーム・ グループリーダー</td> <td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>専門監</u> 原子力防災対策<u>専門監</u></td> <td>図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>専門監</u> 原子力防災対策 <u>専門監</u>	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	(略)			<p>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略)</p> <p>④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3-4-1のとおりとする。なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1064 560 1915 954"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局 チーム・ グループリーダー</td> <td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>担当課長</u> 原子力防災対策<u>担当課長</u></td> <td>図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>担当課長</u> 原子力防災対策 <u>担当課長</u>	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	(略)			<p>➤ 県組織改編に伴う体制見直し</p>
職 名	充 当 職	職 務																									
(略)																											
事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>専門監</u> 原子力防災対策 <u>専門監</u>	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。																									
(略)																											
職 名	充 当 職	職 務																									
(略)																											
事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>担当課長</u> 原子力防災対策 <u>担当課長</u>	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。																									
(略)																											
64	<p>(2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるときに設置するものとする。</p> <p>① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3-4-2のとおりとし、所掌事務は表3-4-2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>(2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるときに設置するものとする。</p> <p>① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3-4-2のとおりとし、所掌事務は表3-4-2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。</p> <p>② (略)</p>																									

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
			<p>➤ 県組織改編に伴う体制見直し</p>
	<p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> <p>③から④ (略)</p> <p>(3) から (6) (略)</p> <p>2 から 7 (略)</p>	<p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> <p>③から④ (略)</p> <p>(3) から (6) (略)</p> <p>2 から 7 (略)</p>	

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)		修 正 後		備 考
	企画調整担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C：Emergency Response Center）への動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画 	企画調整担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング実施計画案の修正 2 緊急時モニタリング実施に関する指示書・作業手順書の作成 3 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 4 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C：Emergency Response Center）への動員要請リストの作成 5 EMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 6 EMCの全ての文書の原本管理への参画 7 EMCの運営支援への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宮城県緊急時モニタリング実施要領の修正
	情報収集管理担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各担当との連絡（指示伝達及び情報収集） 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMCの活動内容の記録への参画 	情報収集管理担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング結果の整理 2 気象情報や現地状況等の関連情報の整理及び緊急時モニタリング結果への付与 3 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 4 EMCの活動内容の記録への参画 5 E R C放射線班、O F C放射線班、EMC内及び各担当との情報伝達 6 情報共有システム、テレメータ及び固定観測局の監視、維持及び異常値への対応 7 測定・採取班及び分析班のチーム編成 8 指示書の共有及び測定・分析の指示 9 関連情報のとりまとめ及び情報収集管理グループへの報告 10 分析進捗状況の確認 11 測定採取担当のスクリーニング、使用した資機機材等の汚染管理及び安全管理 12 緊急時モニタリング結果の再確認への対応 	
	分析担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取担当の資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取担当要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取担当からの採取試料の受領及び試料前処理 	測定採取担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 2 測定採取担当からの試料受領及び前処理 3 試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告 4 分析進捗状況の報告 5 分析試料の保管 6 大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作 	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
81	<p>要に応じ、仮設トイレ _____ を早期に設置するとともに、 _____ _____ 被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑩から⑪ (略)</p> <p>⑫ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、 _____ _____ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援 <u>による</u> _____ 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(3) から (4) (略)</p>	<p>要に応じ、仮設トイレ <u>やマンホールトイレ</u>を早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど</u>、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑩から⑪ (略)</p> <p>⑫ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援 <u>やブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(3) から (4) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
82	<p>(5) 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(6) から (11) (略)</p>	<p>(5) 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p>_____ 感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(6) から (11) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
87	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>第7節の2から第9節まで (略)</p>	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</u></p> <p>第7節の2から第9節まで (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
90	<p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p>	<p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p>	
92	<p>2 原子力医療活動の実施</p> <p>原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2で示す系統図に従って行うものとする。</p> <p>(1) から (10) (略)</p>	<p>2 原子力医療活動の実施</p> <p>原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2で示す系統図に従って行うものとする。</p> <p>(1) から (10) (略)</p>	
94	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等原子力災害拠点病院に消防機関の協力を得て搬送するものとする。</p> <p>(2) から (5) (略)</p>	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等<u>拠点病院</u>に消防機関の協力を得て搬送するものとする。</p> <p>(2) から (5) (略)</p>	<p>▶ 文言の修正</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
96	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察署、消防署、<u> </u>海上保安部の措置</p> <p>①から② (略)</p> <p>③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安<u> </u>職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>第13節から第14節まで (略)</p>	<p>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察署、消防署、<u>宮城</u>海上保安部の措置</p> <p>①から② (略)</p> <p>③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安<u>部</u>職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>第13節から第14節まで (略)</p>	<p>▶ 文言の修正</p> <p>▶ 文言の修正</p>
101	<p>第4章 原子力中長期対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする</p> <p>第3節から第13節 (略)</p>	<p>第4章 原子力中長期対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び<u> </u>被災者<u> </u>支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする</p> <p>第3節から第13節 (略)</p>	<p>▶ 原子力災害対策マニュアルの修正</p>